消防計画

［　総　則　］

★１　目　的

　　この計画は、消防法令に基づき、【　　 　　　　　　 　　　 　　　　】（以下「当該防火対象物」という。）の防火管理についての必要事項を定め、火災､地震その他の災害の予防と人命の安全､被害の軽減を図ることを目的とする。

２　消防計画の適用範囲

この計画は、当該防火対象物に勤務し、又は出入りする全ての者に適用する。

★３　防火管理業務の一部委託　【該当・非該当】

　　　防火管理業務の一部委託については、次のとおりとする。

1. 委託を受けて防火管理業務に従事する者（以下「受託者」という。）は、この計

画の定めるところにより、管理権原者、防火管理者及び自衛消防隊長の指示、指揮命令の下に適正に業務を実施しなければならない。

　　⑵　受託者は、受託した防火管理業務について、定期に防火管理者に報告しなければならない。

　　⑶　防火管理業務委託状況については別表１「防火管理業務委託状況表」のとおりと

する。

［　管理権原者及び防火管理者の業務と権限　］

　１　管理権原者

⑴　管理権原者は、建物内の防火管理業務について、全ての責任を持つものとする。

　　⑵　管理権原者は、管理的又は監督的な地位にあり、かつ、防火管理業務を適正に執行できる権限を持つ者を防火管理者として選任し、防火管理業務を行わせるものとする。

　　⑶　管理権原者は、防火管理者が消防計画を作成（変更）する場合、必要な指示を与えなければならない。

　⑷　管理権原者は、防火上の建物構造不備や消防用設備等の不備欠陥が発見された場合は速やかに改善又は改修するものとする。

　２　防火管理者

　　　防火管理者は、この計画の作成及び実行について全ての権限を持って、次の業務を行う。

⑴　消防計画の作成及び変更

⑵　消火、通報、避難訓練等の実施

⑶　火災予防上の自主検査・点検の実施と監督

建物、防火施設、避難施設、電気設備、危険物施設、火気使用設備・器具、消防

用設備等の検査・点検を実施し、不備事項のある場合は改善促進を図る。

⑷　消防法第１７条の３の３の規定に基づく消防用設備等の点検（以下「法定点検」

という。）及び整備を行う際の立会い

⑸　改装工事等の工事中の立会い及び安全対策の樹立

⑹　火気の使用、取扱いの指導、監督

⑺　収容人員の適正管理

⑻　従業員に対する防災教育の実施

⑼　防火担当責任者及び火元責任者に対する指導及び監督

⑽　管理権原者に対する提案及び報告

⑾　放火防止対策の推進

⑿　臨時に開催される催し物等についての管理監督

［　消防機関との連絡　］

１　管理権原者又は防火管理者は、次の業務について、所轄消防署長への報告、届出及

　び連絡を行うものとする。

　⑴　防火管理者選任（解任）届出

防火管理者を定めたとき又はこれを解任したときは、管理権原者が届け出ること。

　　⑵　消防計画作成（変更）届出

　消防計画を作成したとき又は次に掲げる事項を変更したときは、管理権原者及び

防火管理者が届け出ること。

ア　管理権原者又は防火管理者の変更

イ　自衛消防組織に関する事項の大幅な変更

ウ　防火対象物の用途変更、増築、改築及び模様替え等による消防用設備等の点検・整備、避難施設の維持管理及び防火上の構造の維持管理に関する事項の変更

エ　防火管理業務の一部を委託した場合又は受託法人等の変更等委託内容の大幅な変更若しくは委託を解約した場合

⑶　自衛消防訓練実施の連絡

　消防計画に基づき、自衛消防訓練を実施する場合は、防火管理者が所轄消防署長

に通報すること。

★⑷　消防用設備等の点検結果報告

法定点検の結果を【１・３】年に1回、管理権原者及び防火管理者が確認をした

　　　のち、所轄消防署長に報告すること。

⑸　禁止行為の許可申請喫煙、裸火の使用又は危険物品の持込みを禁止されている場

所において、これらの行為を行おうとするときは、管理権原者及び防火管理者が確

認をしたのち、所轄消防署に許可申請すること。

　★⑹　防火対象物の点検結果報告

防火対象物の点検結果を１年に1回、管理権原者及び防火管理者が確認をしたの

ち、所轄消防署長に報告すること。　【該当・非該当】

２　防火管理維持台帳の作成

適正な防火管理業務を遂行するために、別表２「防火管理維持台帳」を作成すると

ともに、防火管理に関する届出、報告書類を本計画と一括して保管しておく。

［　火災予防上の点検　］

１　日常の火災予防

⑴　防火管理者、防火担当責任者、火元責任者が行う日常の任務は、別表３「日常の

火災予防の担当者と日常の注意事項」のとおりとする。

　　⑵　別表３は、各従業員に配布し、さらに休憩室などの見やすい場所に掲示する。

２　自主的に行う点検

⑴　火災予防上の自主点検

自主点検は、日常的に行う点検と定期的に行う点検に分けて行う。

★ア　定期的に行う点検は、別表４の「自主点検チェック票（定期）」に基づき、各

担当区域の防火担当責任者がチェックする。

実施時期は【　　　　月と　　　　月】の年２回とする。

イ　日常的に行う点検は、別表５の「自主点検チェック票(日常)」に基づき、各担

当区域の火元責任者がチェックする。

★⑵　消防用設備等の自主点検

法定点検の他に、別表６の「消防用設備等自主点検チェック票」に基づき自主点

検を実施し、防火担当責任者がチェックする。

実施時期は【　　　　月と　　　　月】の年２回とする。

３　消防用設備等の法定点検

⑴　法定点検は別表７「消防用設備等点検計画表」により行う。

⑵　防火管理者は、法定点検時に立会い、又は担当者を立会わせなければならない。

４　報告等

⑴　自主点検及び法定点検の実施者は、点検の結果を防火管理者に報告する。

⑵　防火管理者は、報告された内容で不備・欠陥部分がある場合は、管理権原者に報

告し改修しなければならない。

⑶　防火管理者は、不備欠陥部分の改善及び予算措置に時間のかかるものについては、

管理権原者の指示を受け、改善計画を樹立する。

［　火災予防措置　］

１　火気等の使用制限等

防火管理者は、施設内における喫煙及び火気等の使用の制限を行い、その場所等を

指定するものとする。

２　臨時の火気使用等

当該防火対象物内で次の事項を行おうとする者は、防火管理者へ事前に連絡し承認

を得るものとする。

⑴　指定場所以外で喫煙又は火気を使用するとき

⑵　各種火気使用設備・器具等を設置又は変更するとき

⑶　催し物を開催するとき

⑷　危険物の貯蔵、取扱い、種類、数量等を変更するとき

⑸　改装、模様替え等の工事を行うとき

３　火気等の使用時の遵守事項

火気等を使用する者は、次の事項を遵守するものとする。

　　⑴　電熱器等の火気使用設備・器具等を使用する場合は、指定場所以外で使用してはならない。

⑵　火気使用設備・器具等を使用する場合は、事前に設備・器具等を点検し、周囲に

可燃物がないことを確認してから使用すること。

⑶　火気使用設備・器具等を使用した後には、必ず設備・器具等を点検し安全を確認

すること。

⑷　指定場所以外の場所では喫煙してはならない。

４　施設に対する遵守事項

従業員は避難施設及び防火施設の機能を有効に保持するため、次の事項を遵守する

ものとする。

⑴　避難口、廊下、階段、避難通路、その他避難のために使用する施設

ア 避難の障害となる設備を設け、又は物品を置かないこと。

イ 床面は避難に際し、つまずき、すべり等を生じないよう維持すること。

ウ 避難口等に設ける戸は、容易に解錠し開放できるものとし、開放した場合は廊

下、階段の幅員を有効に保持すること。

⑵　火災が発生したときは延焼を防止し、又は有効な消防活動を確保するための防火

施設

ア 防火戸は常時閉鎖できるようにその機能を有効に保持し、閉鎖の障害となる物

品を置かないこと。

イ 防火戸に近接して延焼の媒体となる可燃性物品を置かないこと。

５　避難経路図

防火管理者は、人命の安全を確保するため、消防用設備等の設置図及び屋外へ通じ

る避難経路を明示した避難経路図を作成し、自衛消防隊員及び従業員等に周知徹底す

るものとする。

６　収容人員の管理

防火管理者は、催し物の開催等により混雑が予想される場合は、収容人員を適正に

管理するとともに、避難経路の確保、避難誘導員の配置など必要な措置をとるものと

する。

［　工事中の安全対策　］

１　工事中の安全対策の樹立

防火管理者は、工事を行うときは、工事中の安全対策を樹立し、工事施工者に対し

て次の事項を周知し、遵守させるものとする。

⑴　溶接・溶断など火気を使用して工事を行う場合は、消火器等を準備して消火でき

る体制を確保すること。

⑵　工事の施工者は、防火管理者が指定した場所以外では、喫煙、火気の使用等を行

わないこと。

⑶　工事場所ごとに火気取扱い責任者を指定し、工事の状況について定期に防火管理

者に報告させること。

⑷　危険物などを持ち込む場合は、その都度、防火管理者の承認を受けること。

⑸　放火を防止するために、器材等の整理整頓を行うこと。

⑹　その他防火管理者の指示する事項。

［　放火防止対策　］

１　日常の放火防止対策

防火管理者は、次の事項に留意し放火防止に努めるものとする。

⑴　敷地内及び廊下、階段、洗面所等の可燃物の整理、整頓又は除去を行う。

⑵　死角となる場所の解消及び不定期巡回監視体制を確立する。

⑶　火元責任者又は最終退出者が火気の確認及び施錠を行う。

⑷　休日、夜間等における巡回体制の確立と放置されている可燃物等の整理整頓を

行う。

［　自衛消防組織　］

　１　自衛消防組織の編成

　　　自衛消防組織の編成及び任務は別表８「自衛消防隊の編成と任務」のとおりとする。

［　夜間、休日の防火管理体制　］

　１　休日、夜間においては、在館者等がいる場合、在館者全員で、次の初動措置を行う。

　　⑴　通報連絡

　　　　火災が発生した時は、直ちに消防機関に通報するとともに、他の勤務者に火災の

発生を知らせ、さらに関係者に速やかに連絡すること。

⑵　初期消火

　　全員が協力して消火設備を有効に活用し、適切な初期消火を行うとともに防火戸

などの閉鎖を行うこと。

⑶　避難誘導

　　工事、点検等のため、入館者がある場合は、放送設備等を使用して火災を知らせ、

避難方向を指示すること。

⑷　消防隊への情報提供等

　　　　消防隊に対し、火災発見の状況、延焼状況等の情報及び資料等を速やかに提供す

るとともに、出火場所への誘導を行うこと。

★⑸　緊急時連絡先

夜間、休日等の緊急時連絡先は次のとおりとする。

　　 職氏名　　　　　　　 　　　　　　　　連絡先

［　地震対策　］

　１　日常の地震対策

　　⑴　地震時の災害を予防するため、次の事項を実施する。

　　　ア　ロッカー、書棚等の転倒防止措置を行う。

　　　イ　窓ガラス・看板・広告塔の落下、飛散防止措置を行う。

　　　ウ　火気使用設備・器具等からの出火防止措置を行う。

　　　エ　危険物等の流出、漏洩防止措置を行う。

２　震災時の活動

　　　震災時の活動は、別表８「自衛消防隊の編成と任務」によるほか、次の事項につい

て行う。

　　⑴　情報収集等

　　　　通報連絡担当者は、次のことを行う。

　　　ア　テレビ、ラジオ等により、情報の収集を行う。

　　　イ　混乱防止を図るため、必要な情報を在館者に知らせる。

　　⑵　避難誘導等

　　　　避難誘導担当者は、在館者等の混乱防止に努め、次のことを行う。

　　　ア　在館者等を落ち着かせ、自衛消防隊長から避難命令があるまで、安全な場所で

待機させる。

イ　広域避難場所に誘導するときは、広域避難場所までの順路、道路状況、地域の

被害状況について、説明する。

ウ　避難は、防災関係機関の避難命令又は自衛消防隊長の命令により行う。

エ　避難誘導は、在館者等の先頭、最後尾等に従業員を配置して行う。

オ　避難には、車両等は使用せず全員徒歩とする。

３　地震後の安全対策

　　⑴　火気使用設備・器具の直近にいる従業員は、元栓、器具栓の閉止又は電源遮断を

行い、各火元責任者はその状況を確認する。

　　⑵　地震発生直後は、身の安全を守ることを第一とする。

⑶　地震終了後、防火担当責任者等は、二次災害の発生を防止するため、建物、火気

使用設備・器具及び危険物施設等について点検を実施し、異常が認められた場合は

応急措置を行う。

⑷　各設備器具は、安全を確認した後、使用する。

★４　南海トラフ地震に係る防災対策を講ずる必要のある区域に該当する場合は、防災対

策上必要な事項について地震防災規程を定める。【該当・非該当】

［　防災教育及び訓練等　］

　１　防災教育の実施時期等

防災教育の実施者、実施対象者、実施時期、実施回数は、別表９「防災教育実施予

定表」のとおりとし、実施した場合は結果について記録、保存する。

２　防災教育の内容

防災教育は、実施者の任務分担を定め、概ね次の事項について教育するものとする。

 　⑴　消防計画について

 　⑵　従業員が守るべき事項について

 　⑶　火災発生時の対応について

 　⑷　地震時の対応について

 　⑸　その他火災予防上必要な事項

★３　訓練

　　消火、通報、避難等の消防訓練を次のとおり行う。

 実施月 【　　　　月・　　　　月】

★附　則

この計画は、【　　　　　　　年　　　　月　　　　日】より施行する。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　別表１

防火管理業務委託状況表　　　　　　　　　　　　　（　　　　　年　　月　　日現在）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 防火対象物 | 名　　　称所　在　地 |  |
| 管理権原者氏名 |  | 防火管理者氏名 |  |
| 受託者関係事項 | 受託者の氏名住所(法人にあっては名称及び主たる事務所の所在地) | 氏名（名称）住所（所在地） |
| 担当事務所TEL　　　　－　　　－ |
| 常駐方式 | 範　　　囲 | ☐　火気使用箇所の点検監視業務☐　避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理☐　火災が発生した場合の初動措置　　☐初期消火　☐通報連絡　☐避難誘導　☐その他（　　　　　　　　　　）☐　周囲の可燃物の管理☐　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 方法 | 常駐場所常駐人員委託する防火対象物の区域委託する時間帯 |  |
| 巡回方式 | 範囲 | ☐　巡回による火気使用箇所の点検等監視業務☐　火災が発生した場合の初動措置　　☐初期消火　☐通報連絡　☐その他（　　　　　　　　　　　　　　　　）☐　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 方法 | 巡回回数巡回人員委託する防火対象物の区域委託する時間帯 |  |
| 遠隔移報方式 | 範囲 | ☐　火災異常の遠隔監視及び現場確認業務☐　火災が発生した場合の初動措置　　☐初期消火　☐通報連絡　☐その他（　　　　　　　　　　　　　　　）☐　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 方法 | 現場確認要員の待機場所到着所要時間委託する防火対象物の区域委託する時間帯 |  |
| 教育担当者☐有・☐無 | 氏　名 |  | 職務上の地位 |  |
| 資格要件 | 講習機関 |  |
| 修了年月日 | 　　年　　月　　日 | 修了証番号 | 第　　　号 |

「受託者の行う防火管理業務の範囲」については、該当する項目の☐に✓印を付すこと。

別表２

防火管理維持台帳

|  |  |
| --- | --- |
| 防火対象物 | 所在地　　　　　　　　　　　　　　　　　℡ |
| 名　称 |
| 所有者 | 所在地　　　　　　　　　　　　　　　　　℡ |
| 名　称 |
| 職氏名 |
| 管理権原者 | 所在地　　　　　　　　　　　　　　　　　℡ |
| 名　称 |
| 職氏名 |
| 建物概要 | 敷地面積 | ㎡ | 構　　造 | 　　 造　耐火･準耐火･その他 |
| 建築面積 | ㎡ | 階　　数 | 地上 階・地下 階・塔屋　　階 |
| 延べ面積 | ㎡ | 収容人員 | 人　（従業員　　人） |
| 防火管理者 | 届 出 年 月 日 | 職 氏 名 |
| 年 　月 　日 |  |
| 年 　月 　日 |  |
| 年 　月 　日 |  |
| 年 　月 　日 |  |
| 年 　月 　日 |  |
| 消防計画 | 届 出 年 月 日 | 変更の内容等 |
| 年 　月 　日 | 新規作成 |
| 年 　月 　日 |  |
| 年 　月 　日 |  |
| 年 　月 　日 |  |
| 年 　月 　日 |  |
| 危険物施設少量危険物指定可燃物電気設備等 | 設置許可・届出年月日 | 申請・届出の内容 |
| 年 　月 　日 |  |
| 年 　月 　日 |  |
| 年 　月 　日 |  |
| 年 　月 　日 |  |
| 年 　月 　日 |  |

別表３

日常の火災予防の担当者と日常の注意事項

|  |
| --- |
| 防火管理者　　　役職・氏名 |
| 防火担当責任者 | 火元責任者 |
| 担当区域(階) | 氏　　名 | 担当区域 | 氏　　名 |
|  |  |  |  |
| 担　　　　　当　　　　　者　　　　　の　　　　　任　　　　　務 |
| 防火管理者 | ・当該防火対象物の防火管理業務の統括責任者・防火担当責任者と火元責任者に対し指導監督を行う。 |
| 防火担当責任者 | ・担当区域の火災予防について責任を持つとともに、火元責任者に対し指導監督を行う。・防火管理者の補佐を行う。・担当区域の火災予防について、「自主検査チェック票（定期）」などに基づきチェックし、防火管理者に報告する。 |
| 火元責任者 | ・担当区域の火災予防について、「自主検査チェック票（日常）」などに基づきチェックし、防火管理者に報告する。 |
| 従　　　業　　　員　　　等　　　の　　　注　　　意　　　事　　　項 |
| １　消火器、屋内消火栓などが設置してある場所や階段、通路、出入口などの周囲には、物品を置かないこと。２　防火戸の付近には、閉鎖の障害となる物品を置かないこと。３　火気使用設備・器具の周辺には、よく整理整頓して、燃えるものを接して置かないこと。４　休憩室、事務室などの最終退出者は、必ず火の始末をすること。５　従業員等の喫煙は、指定された場所で行うこと。６　死角となる廊下、階段室、トイレなどに燃えるものを置かないこと。７　危険物品等を使用するときは、防火管理者の承認を得ること。８　吸殻入れ、通路のゴミ入れを確認するほか、吸殻は不燃性の蓋付き水入り容器に入れるなどして処分すること。９　建物内外の整理整頓を行い、ゴミやダンボール箱など燃えやすいものは、決められた時間以外は、外に出さないこと。　10　電気、ガスなどの火気使用設備・器具のスイッチを切り、各室の安全を確かめた後に施錠すること。11　その他 |

自主点検チェック票（定期）　　　　　　　　　　　　別表４

|  |  |
| --- | --- |
| 実施項目及び確認箇所 | 点検結果 |
| 建物構造 | ⑴　基礎部上部の構造体に影響を及ぼすような沈下・傾きひび割れ欠陥等がないか。 |  |
| ⑵　柱・はり壁床コンクリートに欠損・ひび割れ脱落風化等はないか。 |  |
| ⑶　天井仕上材に、はく落・落下のおそれあるたるみひび割等がないか。 |  |
| ⑷　窓枠・サッシガラス窓枠・サッシ等には、ガラス等の落下、又は枠自体のはずれのおそれのある腐食、ゆるみ、著しい変形等がないか。 |  |
| ⑸　外壁（貼石・タイル・モルタル・塗壁等）・ひさし・パラペット外壁の仕上材に、はく落・落下のおそれのあるひび割れ等が生じていなか。 |  |
| ⑹　屋外階段各構成部材及びその結合に、ゆるみ・ひび割れ腐食老化等はないか。 |  |
| ⑺　手すり支柱が破損・腐食していないか。また、取付部にゆるみ・浮きがないか。 |  |
| ⑻　消防隊非常進入口は表示されているか。また、進入障害はないか。 |  |
| 防火施設 | ⑴ | 外壁の構造及び開口部等①　外壁の耐火構造等に損傷はないか。 |  |
| ②　外壁の近く及び防火戸の内外に防火上支障となる可燃物の堆積及び避難の障害となる物品等を置いてなか。 |  |
| ③　防火戸は円滑に開閉できるか。 |  |
| ⑵ | 防火区画①　防火区画を構成する壁、天井に破損がないか。 |  |
| ②　階段内に配管、ダクト電気線等が貫通していなか。 |  |
| ③　自動閉鎖装置（ドアチェック等）付の防火戸・防火シャッターのくぐり戸が最後まで閉まるか。〔確認要領〕○　常時閉鎖式は最大限まで開放してることを確認する。○　煙感知器連動閉鎖式は、防火戸を止めているマグネット等を手動により外し自動的に閉鎖するのを確認する。 |  |
| ④　防火シャッターを作動させ、防火シャッターが最後まで降下 するか。 |  |
| ⑤　防火戸・シャッターが閉鎖した状態で、隙間生じていなか。 |  |
| ⑥　防火ダンパーの作動状況は良いか。 |  |
| 避難施設 | ⑴ | 廊下・通路①　有効幅員が確保されているか。 |  |
| ②　避難上支障となる設備・機器等の障害物を配置していないか。 |  |
| ⑵ | 階段①　手すりの取付け部の緩みと手すり部分の破損がないか。 |  |
| ②　階段室の内装は不燃材料になっているか。 |  |
| ③　階段室に設備・機器等の障害物を設置していないか。 |  |
| ④　非常用照明がバッテリーで点灯するか。 |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 避難施設 | ⑶ | 避難階の避難口（出入口）①　扉の開放方向は避難上支障ないか。 |  |
| ②　避難扉の錠は内部から容易に開けられるか。 |  |
| ③　避難階段等に通ずる出入口の幅は適切か。 |  |
| ④　避難階段等に通ずる出入口・屋外への出入口の付近に障害物はないか。 |  |
| 火気使用設備・器具 | ⑴ | 厨房設備（大型レンジ、フライヤー等）、ガスコンロ、湯沸器①　可燃物品からの保有距離は適正か。 |  |
| ②　異常燃焼時に安全装置は適正に機能するか。 |  |
| ③　ガス配管は、亀裂、老化、損傷していないか。 |  |
| ④　油脂分を発生する器具の天蓋及びグリスフィルターは清掃されているか。 |  |
| ⑤　排気ダクトの排気能力は適正か。また、ダクトは清掃されているか。 |  |
| ⑥　燃焼器具の周辺部に炭化しているところはないか。 |  |
| ⑵ | ガスストーブ、石油ストーブ等① 自動消火装置は適正に機能するか。 |  |
| ② 火気周囲は整理整頓されているか。 |  |
| 電気設備 | ⑴ | 変電設備①　電気主任技術者等の資格を有するものが検査を行っているか。 |  |
| ②　変電設備の周囲に可燃物を置いていないか。 |  |
| ③　変電設備に異音、過熱はないか。 |  |
| ⑵ | 電気機器①　たこ足の接続を行っていないか。 |  |
| ②　許容電流の範囲内で電気器具を適正に使用しているか。 |  |
| 危険物施設 | ⑴ | 少量危険物貯蔵取扱所①　標識は掲げられているか。 |  |
| ②　掲示板（類別・数量等）には、正しく記載されているか。 |  |
| ③　換気設備は適正に機能しているか。 |  |
| ④　容器の転倒、落下防止措置はあるか。 |  |
| ⑤　整理清掃状況は、適正か。 |  |
| ⑥　危険物の漏れ、あふれ、飛散はないか。 |  |
| ⑦　屋内タンク、地下タンクの場合に、通気管のメッシュに亀裂等はないか。 |  |
| ⑵ | 指定可燃物貯蔵取扱所①　標識は掲げられているか。 |  |
| ②　貯蔵取扱所周囲に火気はないか。 |  |
| ③　整理整頓（集積）の状況はよいか。 |  |
|  |
| 点検実施者氏名 | 点検実施日 |  | 点検実施者氏名 | 点検実施日 | 防火管理者確認 |
| 構造構造　　　　　　防火施設避難施設 | 　年　月　日　年　月　日　年　月　日 | 火気設備　　　　　　電気設備危険物等 | 　年　月　日　年　月　日　年　月　日 |  |

（備考）不備・欠陥がある場合には、直ちに防火管理者に報告します。

（凡例）〇…良　　×…不備　　　…即時改修

別表５

自主点検チェック票（日常）

　　　　月

|  |  |
| --- | --- |
| 実施責任者 | 担当区域 |
| 日 | 曜日 | 実　　　施　　　項　　　目 |
| 火気使用設備・器具 | 電気設備 |  |  | 終業時の火気の確認 |
| １ |  |  |  |  |  |  |
| ２ |  |  |  |  |  |  |
| ３ |  |  |  |  |  |  |
| ４ |  |  |  |  |  |  |
| ５ |  |  |  |  |  |  |
| ６ |  |  |  |  |  |  |
| ７ |  |  |  |  |  |  |
| ８ |  |  |  |  |  |  |
| ９ |  |  |  |  |  |  |
| １０ |  |  |  |  |  |  |
| １１ |  |  |  |  |  |  |
| １２ |  |  |  |  |  |  |
| １３ |  |  |  |  |  |  |
| １４ |  |  |  |  |  |  |
| １５ |  |  |  |  |  |  |
| １６ |  |  |  |  |  |  |
| １７ |  |  |  |  |  |  |
| １８ |  |  |  |  |  |  |
| １９ |  |  |  |  |  |  |
| ２０ |  |  |  |  |  |  |
| ２１ |  |  |  |  |  |  |
| ２２ |  |  |  |  |  |  |
| ２３ |  |  |  |  |  |  |
| ２４ |  |  |  |  |  |  |
| ２５ |  |  |  |  |  |  |
| ２６ |  |  |  |  |  |  |
| ２７ |  |  |  |  |  |  |
| ２８ |  |  |  |  |  |  |
| ２９ |  |  |  |  |  |  |
| ３０ |  |  |  |  |  |  |
| ３１ |  |  |  |  |  |  |
| （備考）不備・欠陥がある場合には、直ちに防火管理者に報告します。（凡例）〇…良　　×…不備　　　…即時改修 | 防火管理者確認 |  |

別表６

消防用設備等自主点検チェック票

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 実施設備 | 確認箇所 | 点検結果 |
| 消火器 | １　設置場所に置いてあるか。２　薬剤の漏れ及び消火器の変形、損傷、腐食等がないか。３　安全弁がはずれ、封の脱落がないか。４　ホースに変形、損傷、老化等がなく、内部につまりがないか。５　圧力計は指示範囲にあるか。 |  |
| 屋内消火栓設備泡消火設備　（移動式）　 | １　使用上の障害となる物品はないか。２　消火栓扉は確実に開閉できるか。３　ホース、ノズルが接続され、変形、損傷等がないか。４　表示灯は点灯しているか。 |  |
| スプリンクラー設備 | １　散水障害がないか。２　間仕切り、棚等の新設による未警戒部分がないか。３　送水口の変形及び障害物の存置がないか。４　スプリンクラーヘッドに漏れ、変形はないか。５　制御弁は常時「開」の状態になっているか。 |  |
| 水噴霧消火設備 | １　散水障害がないか。２　間仕切り、棚等の新設による未警戒部分がないか。３　管、管継手に漏れ、変形がないか。　 |  |
| 泡消火設備（固定式） | １　泡の散布を妨げるものはないか。２　間仕切り、棚等の新設による未警戒部分がないか。３　泡のヘッドの詰まり、変形はないか。 |  |
| 二酸化炭素　　消火設備　　　　　ハロゲン化物　消火設備 | １　起動装置又はその直近に防護区画の名称、取扱方法、保安上の注意事項等が明確に表示されているか。（手動起動装置）２　手動起動装置の直近の見やすい箇所に「二酸化炭素消火設備」｢ハロゲン化物消火設備｣の表示が設けてあるか。３　スピーカー及びヘッドに変形、損傷、つぶれはないか。４　貯蔵容器の設置場所に標識が設けてあるか。 |  |
| 屋外消火栓設備 | １　使用上の障害となる物品はないか。２　消火栓扉の表面には、「消火栓」又は「ホース格納庫」と表示されているか。３　ホース、ノズルに変形、損傷がないか。 |  |
| 動力消防ポンプ | １　常置場所の周囲に使用の障害となる物品がないか。２　車台、ボディー等に割れ、変形、ボルトの緩みがないか。３　管そう、ノズル、ストレーナー等に変形、損傷がないか。 |  |
| 自動火災報知　設備 | １　表示灯は点灯しているか。２　受信機のスイッチは、ベル停止となっていないか。３　用途変更、間仕切り変更による未警戒部分がないか。４　感知器の破損、変形、脱落はないか。 |  |
| ガス漏れ火災　警報器設備 | １　表示灯は点灯しているか。２　受信機のスイッチは、ベル停止となっていないか。３　用途変更、間仕切り変更、ガス燃焼機器の設置場所の変更等による未警戒部分がないか。４　ガス漏れ検知器の変形、損傷、腐食がないか。 |  |
| 漏電火災警報器 | １　電源表示灯は点灯しているか。２　受信機の外形に変形、損傷、腐食等がなく、油、煙、ほこり、錆等で固着していないか。 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 実施設備 | 確認箇所 | 点検結果 |
| 非常ベル | １　表示灯は点灯しているか。２　操作上障害となる物品がないか。３　押しボタンの保護板に破損、変形、損傷、脱落等ないか。 |  |
| 放送設備 | １　電源監視用の電源圧力計の指示は適正か。また電源監視用の表示灯は正常に点灯しているか。　２　試験的に放送設備により、放送ができるかどうかを確認する。 |  |
| 避難器具 | １　避難に際し、容易に接近できるか。２　格納場所の付近に物品等が置かれ、避難器具の所在がわかりにくくなっていないか。３　開口部付近に書棚、展示台等がおかれ、開口部をふさいでいないか。４　降下する際に障害となるものがなく、必要な広さが確保されているか。５　標識に変形、脱落、汚損がないか。 |  |
| 誘導灯 | １　改装等により、設置位置が不適正になっていないか。２　間仕切り、ついたて、ロッカー等による視認障害がないか。３　外箱及び表示面は、変形、損傷、脱落、汚損等がなく、かつ、適正な取り付け状態であるか。４　不点灯、ちらつき等がないか。 |  |
| 消防用水 | １　周囲に樹木等使用上の障害となるものはないか。２　道路から吸管投入口又は採水口までに消防自動車の進入路が確保されているか。　３　地下式の防火水槽、池等は、水量が著しく減少していないか。 |  |
| 連結散水設備 | １　送水口の周囲は、消防自動車の接近に支障はないか。２　送水口に変形、損傷、著しい腐食等はないか。３　散水ヘッドの各部に変形、損傷がないか。４　散水ヘッドの周囲には、散水を妨げる広告物、棚等の障害物がないか。 |  |
| 連結送水管設備 | １　送水口の周囲は、消防自動車の接近に支障はないか。２　送水口に変形、損傷、著しい腐食等はないか。３　放水口の周囲には、ホースの接続や延長等の使用上の障害となるものがないか。４　放水口を格納する箱は、変形、損傷、腐食がなく、扉の開閉に異常がないか。 |  |
| 非常コンセント設備 | １　周囲に使用上障害となる物品はないか。２　保護箱は、変形、損傷、腐食等がなく、容易に扉が開閉できるか。３　表示灯は、点灯しているか。 |  |
| 無線通信補助　設備 | １　地上及び地下の無線機接続端子には、無線機接続端子である旨が表示されているか。２　地上及び地下の無線機接続端子に変形、腐食がないか。３　地下の同軸ケーブルは、外形上著しいたるみ、亀裂等がないか。 |  |
| 点検実施者氏名 | 防火管理者確認 |
|  |  |

（備考）不備・欠陥がある場合には、直ちに防火管理者に報告します。

（凡例）〇…良　　×…不備　　　…即時改修

別表７

消防用設備等点検計画表

|  |  |
| --- | --- |
| 点検実施月日及び点検の区分消防用設備等の種類 | 点　　検　　実　　施　　月 |
| 機　器　点　検 | 総　合　点　検 |
|  | 月・　　　月 | 月 |
|  | 月・　　　月 | 月 |
|  | 月・　　　月 | 月 |
|  | 月・　　　月 | 月 |
|  | 月・　　　月 | 月 |
|  | 月・　　　月 | 月 |
|  | 月・　　　月 | 月 |
|  | 月・　　　月 | 月 |
|  | 月・　　　月 | 月 |
|  | 月・　　　月 | 月 |
|  | 月・　　　月 | 月 |

別表８

自衛消防組織の編成と任務

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 役　割 | 担 当 者 | 任　　　　　　務 |
| 指　　揮 | 自衛消防隊長（　　　　　）防火管理者 | ・指揮、命令と従業員の安全管理・１１９番通報の確認・避難完了確認・消防隊到着時の誘導と情報提供 |
|  |
|  |
|  | 役　割 | 担 当 者 | 任　　　　　　務 |
| 通報連絡班 |  | ・　消防機関への通報（別記）及び通報の確認・　館内への非常放送並びに指示命令の伝達・　関係者への連絡 |
|  |  |
|  |  |
|  |  | 役　割 | 担 当 者 | 任　　　　　　務 |
| 避難誘導班 |  | ・　避難者の誘導・　負傷者及び逃げ遅れ者の確認・　避難上障害となる物品の除去・　避難状況（避難完了、逃げ遅れ等）の確認及び自衛消防隊長への報告 |
|  |  |
|  |
| 役　割 | 担 当 者 | 任　　　　　　務 |
| 消　火　班 |  | ・　初期消火を指揮・　出火場所へ直行し初期消火作業を実施 |
|

別表９

防災教育実施予定表

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象者 | 実施時期 | 実施回数 | 実施者 |
| 防火管理者 | 防火担当責任者 | 火元責任者 |
| 新入社員 | 採用時 | 採用時１回 | 〇 |  |  |
| 正社員 | 月、　月 | 年２回 | 〇 |  |  |
| 朝礼時 | 必要の都度 |  | 〇 | 〇 |
| 派遣社員 | 採用時等 | 採用時１回その他必要の都度 | 〇 |  |  |
| 朝礼時 | 必要の都度 |  | 〇 | 〇 |
| アルバイト・パート | 採用時等 | 採用時１回その他必要の都度 | 〇 |  |  |
| 就業時 | 必要の都度 |  | 〇 | 〇 |
| 備考 | 〇印は、対象者に対する実施者を示す。 |

消防訓練実施年月日及び訓練内容

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 年月日 | 訓練種別 | 訓練内容 |
| 年　月　日 | 総合・消火・通報・避難・その他 |  |
| 年　月　日 | 総合・消火・通報・避難・その他 |  |
| 年　月　日 | 総合・消火・通報・避難・その他 |  |
| 年　月　日 | 総合・消火・通報・避難・その他 |  |
| 年　月　日 | 総合・消火・通報・避難・その他 |  |
| 年　月　日 | 総合・消火・通報・避難・その他 |  |
| 年　月　日 | 総合・消火・通報・避難・その他 |  |